

社会福祉法人明德福祉会

令和2年度 重要事項説明書

入園のしおり

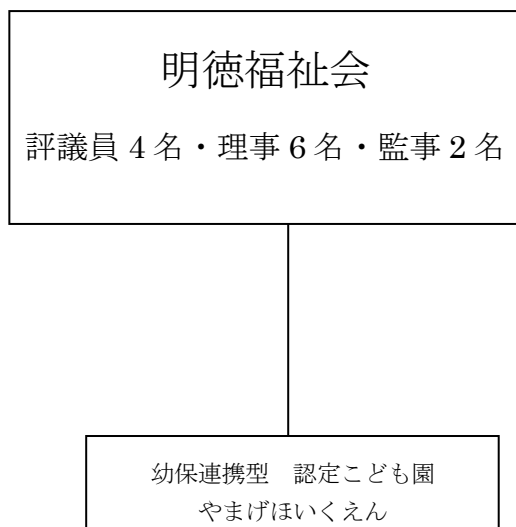


幼保連携型認定こども園

やまげほいくえん

法人の概略

法人の概略



法人本部

宮崎県日向市東郷町山陰丙 1447 番地 1 社会福祉法人 明德福社会

事務所

宮崎県日向市東郷町山陰丙 1447 番地 1
TEL 0982-69-3140
FAX 0982-69-3159

認定こども園 やまげほいくえん(平成 27 年 4 月 1 日開園)

代表者

理事長 黒木 三郎

法人設立

昭和 54 年 9 月 21 日(厚生省収児第1065号)

※この重要事項説明書は当法人のホームページでも閲覧が可能です (www.yamage.jp)

お子様の情緒の安定を図るためにも、おうちの方との触れ合いの
時間をなるべく多く持たれることが大切です。
勤務が無い日などは、ご家庭での保育に心がけてください。

日向市 幼稚園・認定こども園のご案内 より

園 の 概 略

名 称 認定こども園 やまげほいくえん(学校及び児童福祉施設)
(幼保連携型認定こども園)

所 在 地 〒883—0102 宮崎県日向市東郷町山陰丙 1447 番地1

連 絡 T E L 0982—69—3140 F A X 0982—69—3159
ホームページ www.yamage.jp
E メール h-yamage@vesta.ocn.ne.jp
緊急時 園長携帯 090-8832-7286

認 可 宮崎県知事認可 平成27年4月1日

認可定員 70名(1号認定児20名・2号認定児25名・3号認定児25名)宮崎県認可数

利用定員 55名(1号定員15名・2・3号定員40名)日向市指定数

敷地面積 敷地1257.46㎡(内、園庭632.87㎡)

建築面積 444.65㎡ **延床面積** 653.660㎡

園舎構造 鉄骨造2階建

屋外遊技場面積 632.874㎡

1号認定こどもの開園日 表 1『保育利用時間等』に記載のように土曜・日曜・祝祭日・園が定めた日・12月29日から翌年1月3日及び夏季休業日・冬季休業日・春季休業日を除く日。

2. 3号子どもの開園日 日曜・祝祭日・園が定めた日・12月29日から翌年1月3日を除く日。

開園時間 7時00分～18時30分(1号、2・3号認定により利用できる時間帯が違いますので5ページの表1で確認してください)

入園申し込み 認定こども園は、市町村から教育及び保育の認定をうけた保護者が、直接当認定こども園に入園の申込みをします。その上で2・3号児については、日向市の利用調整を経た後に施設が入園を決定するという『公的契約』を結びます。

保育料等

保育料 園児の保育料は、各市町村が定める保育料の額を当園が指定する金融機関に銀行振替で納めていただきます。(保育料は、保護者の収入に応じて各市町村が決定します)振替日については下記の通りです。

2年度	振替日	再振替日
4月分	4/27(月)	5/12(火)
5月分	5/25(月)	6/10(水)
6月分	6/25(木)	7/10(金)
7月分	7/27(月)	8/11(火)
8月分	8/25(火)	9/10(木)
9月分	9/25(金)	10/12(月)

2年度	振替日	再振替日
10月分	10/26(月)	11/10(火)
11月分	11/25(水)	12/10(木)
12月分	12/25(金)	1/12(火)
1月分	1/25(月)	2/10(水)
2月分	2/25(木)	3/10(水)
3月分	3/25(木)	4/12(月)

実費負担金(実費負担金の内、毎月定額で発生するものについては保育料と同じく銀行振替とします。)

1 号認定の子ども

(1) 預保育料……表1に記載の預保育料③の額(当月分を翌月払い)

(2) 給食費

① 副食費(おかずやおやつ)……表1に記載の給食費の額を翌月払い

② 主食費(ごはん)……毎年 4 月 1 日時点で満三歳になっている子供の主食は持参。その他は表 1 に記載の額を当月払い)

2 号・3 号認定の子ども

(1) 延長保育料……表1に記載の延長保育①と②の額

(2) 給食費……表1に記載の給食費の額(2 号認定児は主食持参)

その他全園児共通の雑費

(1) 保護者会の会費の代理収納400円(毎月)

(2) 絵本代金300円(毎月)

(3) アルバム代200円(毎月)

(4) 銀行振替手数料90円＋税(毎月)

(5) 学校健康センター保険料保護者負担額 170 円(年1回)

(6) 帽子・体操服等・教材の代金(その都度)

(7) その他必要に応じて相談する物品の代金(その都度)

※ 保育料等の日割りによる返金等には応じていません。

※ 雑費については、年間一括払いもできます。

入園に関する事項 当園は、保護者からの入園申込書を受付した後保護者が市町村から保育及び教育の認定を受け当園が説明した重要事項説明について承諾した事を確認する同意書に署名・押印した書類を提出した時に入園が成立します。

利用に関する選考 当園の利用を希望した場合の選考方法は、以下のとおりとします。

- ① 2号・3号認定児の選考は、日向市が行います。
- ② 1 号認定に係る選考は、当園の在園児及びその兄妹を最優先とし、その他については抽選とします。その場合の抽選の日程やその方法については都度案内します。
- ③ その他利用契約に関して虚偽等の申請が判明した場合は、園長の判断により選考が取り消される場合が有ります。

退園及び卒園に関する事 当園は、以下の場合に教育・保育の提供を即座に終了するものとします。

- ① 利用する幼児が小学校に就学する年の3月31日を過ぎたとき
- ② 2号及び3号認定こどもの保護者が、法に定める認定要件に該当しなくなった日の属する月の末日
- ③ 重要事項説明に同意したにもかかわらず、契約の履行が困難と園長が判断したとき
- ④ 入園後、施設での教育・保育の利用継続が困難となるような病気、障がい等が生じ、園長が利用の継続が困難と判断したとき
- ⑤ 利用者負担金、その他支払うべき金銭等を当該児童の保護者が2カ月の滞納をしたとき
- ⑥ 利用する児童の保護者等が、当園の運営に重大な危害・損害等を被らせたと園長が判断したとき
- ⑦ 利用する児童の保護者等が、職員及び関係者に重大な危害・損害等を被らせたと園長が判断したとき
- ⑧ その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたと園長が判断したとき

欠席について 園児が欠席する場合には事前に保護者が、口頭もしくは文書で届け出てください。

登園停止について 当園の園児が学校保健安全法施行規則に記載のある感染症に罹患した場合もしくはそのおそれがあると医師が判断した場合は、医師が完治したと認めるまで登園を停止する。なお、登園開始については、医師による治癒証明書等を園に提出してください。

入園対象児

1号認定の子ども……満3歳以上小学校入学前の子どもで、健康診断の結果、健康であり集団生活に支障のない子ども

2・3号認定の子ども……生後3ヶ月を経過し健康診断の結果、健康であり集団生活に支障のない事及び市町村が求める要件を満たす子ども

保護者の定義 当園でいう保護者とは、『社会福祉法人明徳福祉会 認定こども園やまげほいくえん 運営方針等に関する同意書』(やまほ様式第1号)に署名のある保護者のみをさします。

教育・保育内容 幼保連携型認定こども園 教育・保育要領による

職員体制 園長1名、教務主任1名・主幹保育教諭2名(保育士免許及び幼稚園教諭免許所有)、保育教諭12名(内、保育士免許及び幼稚園教諭免許12名)、栄養士2名、調理員2名、その他2名(尚、この数は令和元年3月1日での標記につき、年齢別配置基準等により配置人数の増減が年度途中に発生することがあります)

学校医等

内科医…青柳内科循環器科 青柳 淳太郎 日向市山陰中水流辛 241-1 TEL68-3611
歯科医…土田歯科クリニック 土田 孝男 日向市東郷町山陰辛 244-6 TEL69-3211
薬剤師…日向市薬剤師会所属 田原 千晶 南郷区神門 1037-6 TEL58-0245

クラス編成と定員(各年3月31日における満年齢によるクラス分け^{注1})

未満児	入園児満年齢	0歳	1歳	2歳
	定員	4	7	8
	職員配置基準	3:1	6:1	
	クラス名(帽子の色)	もも組(オレンジ)	もも組(ローズ)	たんぽぽ組(黄)
以上児	入園児満年齢	3歳	4歳	5歳
	定員	12	12	12
	職員配置基準	20:1(15:1)	30:1	
	クラス名	年少組(赤)	年中組(黄緑)	年長組(青)

注1、1号認定子どもの満3歳児入園についても各年4月1日の前の日の3月31日における満年齢によるクラス分け。

3歳以上児の学期について

各年の3月31日における満年齢による3歳以上児については、以下のように学期制を定めます。

第1学期 4月1日から8月31日まで
第2学期 9月1日から12月31日まで
第3学期 1月1日から3月31日まで

園の利用についての基本的な考え方について

保育の提供は、保育が必要な場合に限られていますので、就労が認定事由である場合 保護者が就労していない日には、基本的には保育を受けられないことになります。

(内閣府 事業者向けFAQ(第7版)利用者負担に関する事 Q30より引用)

虐待の防止等のための措置について

当園は、入園する乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行なうとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

また、当園は、緊急時の対応として、入園する乳幼児に不適切な養育の兆候が認められる場合には、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係規定に従い児童相談所へ通告を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を講じるものとする。

表1 保育利用時間等

【1号認定】

	7:00	8:30	9:00	13:00	13:30	18:30	
	←最長利用可能な時間帯→						
月曜日) 金曜日 土曜日 日曜日	預保育③		保育時間（4時間）		預保育③		備考 ※預保育③は、別途料金が発生。
	預保育③						

【2・3号認定標準時間】

7:00	7:30	8:00	16:00	18:30
←1時間（最長利用可能な時間帯）→				
月曜日 土曜日 日曜日	延長①	原則的な保育時間（8時間）		

備考
※延長保育①は、別途料金が発生。

【2・3号認定短時間】

7:00	7:30	8:00	16:00	18:30
←8時間（最長利用可能な時間帯）→				
月曜日 土曜日 日曜日	原則的な保育時間（8時間）			延長保育②

備考
※延長保育②は、別途料金が発生。

【料金】

A	延長保育①	但し、開所時間延長の補助金利用につき当分の間無料		
	延長保育②	日割りは1時間毎に50円、月額17時半まで1000円・18時半まで2000円とする。		
預保育③ （注1～3）		利用時間	1日料金	
			平日単価	土曜日
		7:00 ～ 通常保育 ～ 18:00	450円	800円

注1 満三歳を迎えて最初の4月1日以降の子供は、預保育③の月合計額について国の制度により11300円を限度に償還払いとして認められた額を申請すると日向市から返金を受けられます。利用の場合には、保育認定2・3号と同様の就労証明を提出の上認められたものののみ償還払いの対象となります。なお、1日料金の内土曜日については、当分の間平日単価と同じ額を適用します。

注2 満三歳を迎えた日から最初の3月31日までの間にある1号認定の子供については、当分の間減免申請により上限額を5,000円とします。なお、利用の場合には、保育認定2・3号と同様の就労証明を提出の上認められたものののみ減免の対象とします。

注3 預保育③の利用を希望する注意1及び注意2に該当しない子供については、当分の間減免申請により預かり保育③の合計の額の上限額を10,000円とします。

注4 この料金表には、給食費は含まれません。

B 給食費

1号認定	月～金		土曜昼食		【1号日割】	昼食	おやつ
	昼食	おやつ有	昼食	おやつ			
	2820	+930	+560	+190			
2・3号認定	月～金		月～土		単位円	140	45
	3750円		4500円				

注1 1号・2号認定児・・・主食は各自毎日持参して下さい。

注2 3号認定児・・・主食（ごはん）も給食費に入っています。

注3 満三歳を迎え最初の3月31日までの1号認定児は、主食代として1000円が必要です。

注4 給食費は、月額での支払いです。1号認定のみ、長期休業日にかかる月は保護者の申出により日割りの対応をします。

【休園日】

①日曜・祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは休園日となります。

②1号認定子どもは、①に加え次の長期休業日があります。

夏季休業日 7月22日～8月31日

冬季休業日 12月24日～1月5日

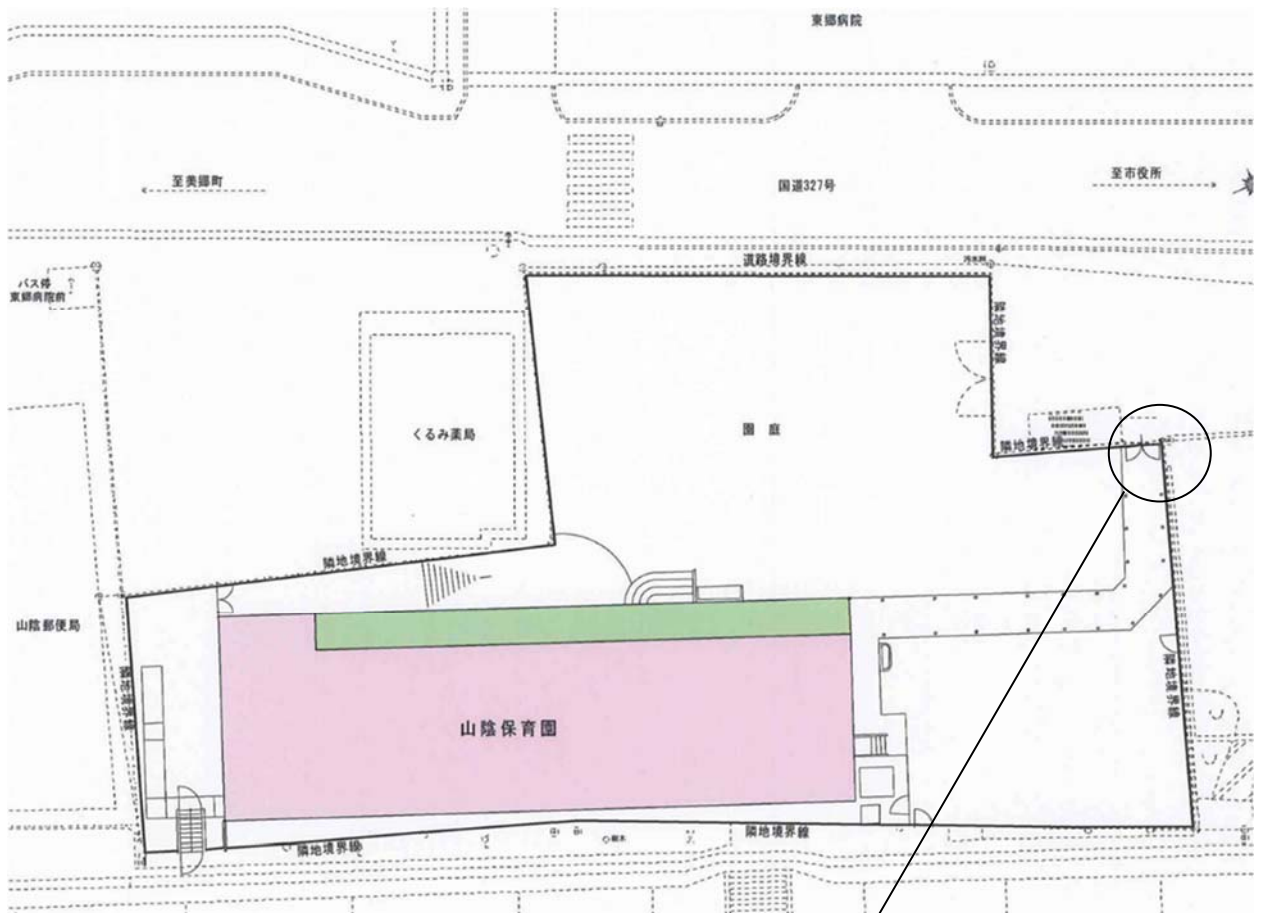
春季休業日 3月27日～4月5日

※（長期休業期間の預り保育がありますので、希望者は申し込みをしてください。）

C バス送迎

年度当初に満2歳の子供で希望者と協議の上実施。

見取り図



『*****』を押し解除する
押し間違えた場合は、『※』を押
し、再度番号を入れなおす。

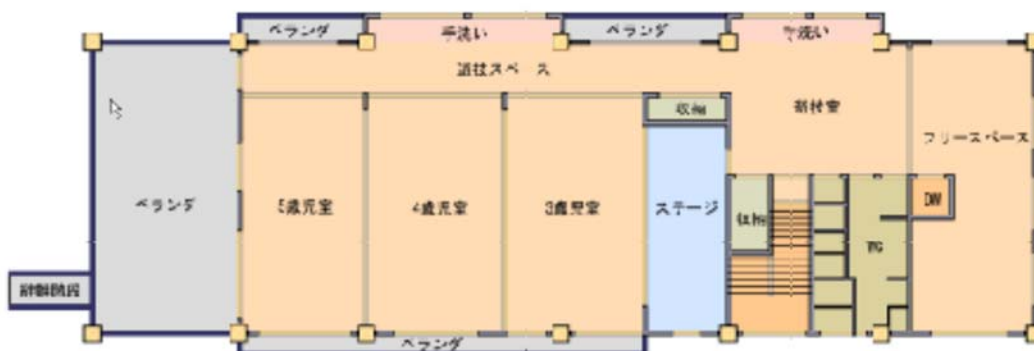
門扉の鍵は下記のようにします。
7時～9時 開放
9時～終日 施錠

子どもが飛び出して、とても危険です。門が閉まったことを確認して下さい。

園舎平面図



1階平面図



2階平面図

園舎の詳細（面積）

室 名		床面積	最低基準面積等	適否
0 ～ 1 歳 児	乳児室	6.25 m ²	1.65 m ² × 3 人 = 4.95 m ²	○・否
	ほふく室	48.385 m ²	3.30 m ² × 12 人 = 39.6 m ²	○・否
	医務室	10.0 m ²	○ ・ 無	
	※調乳室	3.75 m ²	○ ・ 無	
	※沐浴（設備）室	9.225 m ²	○ ・ 無	
	乳幼児用便所	8.525 m ²	○ ・ 無	
	（保育に必要な用具）		○ ・ 無	
2 歳 児	保育室 1	48.785 m ²	1.98 m ² × 10 人 = 19.8 m ²	○・否
	保育室 2	m ²		
	保育室 3	m ²		
	遊戯室	m ²		
	小計	48.785 m ²		
	児童用便所	m ²	0～1 歳児と共用	
	（保育に必要な用具）		○ ・ 無	
3 歳 以 上 児	保育室 1	45.0 m ²	【保育所又は認可外保育施設の場合】 1.98 m ² × 45 人 = 89.1 m ²	○・否
	保育室 2	45.0 m ²		
	保育室 3	45.0 m ²		
	遊戯室	80.62 m ²		
	小計	215.62 m ²		
	児童用便所	21.0 m ²		
	（保育に必要な用具）		○ ・ 無	
計 1		236.62 m ²		
調理室		36.00 m ²	○ ・ 無	○・否
調理員用便所		1.5 m ²	【幼稚園又は認可外保育施設の場合】 ※園舎計（計 1 + 計 2） 1 学級 180 m ² 2 学級以上 320+100（学級数 3-2） m ² = 420 m ²	○・否
職員用便所		9.75 m ²		
その他園舎		234.87 m ²		
計 2		282.12 m ²		
園舎計（計 1 + 計 2）		518.74 m ²		
屋外遊戯場		632.874 m ²	【保育所又は認可外保育施設の場合】 3.30 m ² × 10 人 = 33 m ² 【幼稚園又は認可外保育施設の場合】 2 学級以下 330+30（学級数-1） m ² = m ² 3 学級以上 400（学級数 3-3） m ² = 400 m ²	○・否

子どもの健やかな育ちを保護者や地域と共に支える

子どもの健全な心身の発達をはかりつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培うため家庭や地域での生活を含め生活全体が豊かなものになるようにする。そのために園では、家庭との連携を図りながら園における生活を通して、生きる力の基礎を育成する。

教育・保育方針

1. 周囲との信頼関係に支えられた生活の中で、園児一人一人が安心感と信頼感をもっていろいろな活動に取り組む体験を十分に積み重ねられるようにする。
2. 園児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにする。
3. 自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることから、遊びを通しての指導をおこなう。
4. 一人一人の特性や発達の過程に応じ、発達の課題に即した指導を行う。

これらをふまえて、豊かな人間性の育成を目指し、

- ・ 心身の健康の基礎を培う
- ・ 自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う
- ・ 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、思考力の芽生えを培う
- ・ 言葉の豊かさを養う
- ・ 豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う

めざす 子どもの姿

- ◎ 元気な子ども（心身が健康で体力のある子ども）
- ◎ 友達と仲良く遊べる子ども
- ◎ 明るく生き生きとして心豊かな子ども
- ◎ 挨拶の出来るこども
- ◎ 自分で考え行動する子ども

主な行事の内容

保育園の一年

4月

入園進級の集い
 (新入園児の保護者・前年度途中入園の保護者)
 成願寺・花祭り
 クラス会 (保護者)
 親子遠足 (牧水公園)



5月

幼児教育連盟 太鼓指導 (年長児)
 園児健康診断 (青柳内科循環器科)
 歯科検診 (土田歯科クリニック)
 祖父母との交流
 尿検査
 一日保育士体験デー開始 (5月～2月)



6月

プール開き・うなぎつかみ大会
 祖父母交流会 (七夕飾り作製)



7月

七夕集会
 ふれあい夏祭り (保護者)
 交通安全教室



8月

牧水の里の夏祭り (以上児参加)
 クラス会 (保護者)
 お泊り保育説明会 (年長児保護者)



9月

お泊り保育 (年長児)
 人形劇の観劇会



10 月

運動会（保護者）

尿検査

消防署見学

陶芸教室



11 月

七五三参り（山陰神社）

園児健康診断（青柳内科循環器科）

芋掘り

電車旅行（年長児親子）



12 月

生活発表会（保護者）

クリスマス会

牧水園訪問

消火訓練



1 月

消防出初式参加

マラソン大会（保護者）



2 月

節分集会

クラス会（保護者）

小学校との交流（年長児）



3 月

ひな祭り集会

お別れ会（年長児祖父母）

卒園式（保護者）

入園説明会・保護者会総会（保護者）

就学児交通安全教室



毎月の行事

園だよりと掲示板で行事予定をお知らせします

【身体計測】

身長・体重を計測して、出席ノートに記入しています
胸囲・頭囲測定（４月、１０月）と手型・足型をとります

【お話会】

日向市図書館より年三回絵本の読み聞かせに来ていただいています

【防災訓練】



年間をととして計画を立て、実際の火災や地震等を想定して避難訓練を行い、災害の怖さや、避難方法を身につけます

【お誕生会】



誕生月の子どもさんをみんなで祝いします。写真入の誕生カードをお渡ししています。当日の給食は行事食になります。

【愛情お弁当の日】



月に一度のお弁当の日です。天気が良い時にはお散歩に出かけて、ピクニック気分で食事をとります。また、園バスに乗って石峠レクリランドや牧水公園などにも出かけて行きます。

【一日保育士体験デー】



５月から２月の間に保護者が保育園で保育士の体験をしてください。子どもが保育園でどのように過ごしているのか、また、同年代の子ども同士の遊びの展開などを直接見てください。（年一回）

・午後個人面接あり

【地域とのふれ合い】



天気がよい日には、積極的に園外散歩に出かけます。地域の方との触れ合いや、四季折々の自然を身体で感じ取っています。各地区のサロンとの交流を行い世代間の触れ合いに繋げる

デイリー・プログラム（1日の生活のめやす）

朝食はしっかり食べてきましょう！

0・1・2 歳（ もも ・ たんぽぽ組 ）
未満児

3 ・4 ・5 歳児
以上児

・ 各ご家庭のお仕事の時間に合わせ て登園、検温等 ・ 室内で遊ぶ（自由遊び）	7:00	・ 各ご家庭のお仕事の時間に合わせて登園（たんぽぽ組にて過す） ・ お片づけ・クラスへ移動（自由あそび）
・ おやつを食べる ・ 朝のお集まり	9:00 9:30	・ 朝の会
・ 遊び ＜月、週 案による＞活動 ・ 天気のよい時など園外散歩	9:40 10:00	・ 活動＜月、週案による＞ 保育士、友達と元気に過ごす
・ 給食	11:00	
- こぼしても、汚しても、自分で楽しく 食べる意欲を育てる ・ お昼寝の準備、お片づけ	11:30	・ 給食
・ お昼寝	12:30	歯磨き、フッ素洗口（希望者のみ） 衣服の整理・お昼寝の準備
	13:00	・ お昼寝
	14:45	・ おやつ準備
・ おやつ（手作りおやつ楽しみながら いただく）	15:00	・ おやつ（手作りおやつを楽しみながら いただく）
・ お帰りの準備、お帰りのお集まり	16:00	・ お帰りの準備、帰りの会
・ 順次降園	16:30 17:30	・ 順次降園 ・ 1階の保育室に移動する。
・ 閉園	18:30	・ 閉園

【園庭での外遊び】

丸太タワー

平成31年2月に丸太組の遊具『マルタタワー』とトンネルのある築山を設置しました。一見危険に見えるマルタタワーですが、基本構想で『筋力のある子供が上がる遊具』をテーマに作っています。例えば、鉄棒や雲梯などの運動遊具がありますが、保育者の援助の基本として、『自分で手が届き』『自分の力でぶら下がる』その力がついた子供だけがその遊具で遊ぶことが出来る。という事に当園ではしています。なぜなら、筋力が無い子供を抱え上げ、背の届かない鉄棒などを握らせても自分の力で握っていないという事は、降り方が全く分からないのは当然の事です。

マルタタワーには、4か所の登り口がありますが、それぞれの個所において初級(ネット)・中級(揺れる縄梯子)・上級(垂直登り棒・中央部の木登り)と段階を経て体を巧みに使わなければならない仕組みにしています。

中には、危険を楽しむ行為を好んで行おうとする場合がありますが、そのような場合には禁止行為として約束をして遊んでいます。

トンネルのある築山

2方向から登れる築山は、ゆるやかな斜面と急な斜面を準備しています。ゆるやかな斜面の方は、表面部を少し削ると田畑でよく見る黒土が埋め込まれています。遊びの展開はいくつも予想できますが、登ったり下ったり、後ずさりしたりジグザグに上ったり下ったりなど年齢や筋力に応じ子供が選んで試しています。また、斜面を削ったり穴を掘ったりしながら、登りやすくしたり掘った穴が危ない事を知るなど危険を予測したり多様に活用しています。また、雨上がりには、泥遊びを通して泥や砂などの感触の違いにも気づいていきます。

こども達にとっては、泥遊びなどとても魅力のある所ですが、洋服や下着まで泥だらけに汚して帰ることが日常です。大変ですが、洗濯をお願いします。

登降園について

自動車での送迎の際は、必ずチャイルドシートをご使用ください。

(1) 登園について

【保護者編】

- ① 車での送迎の方は、エンジンを切りドアロックをして子どもと手をつないで登園します
- ② 門扉を開け、カギの確認をして入ります
- ③ 登園時、システムのカードをかざします。(確認します)
- ④ 朝の挨拶を交わします
- ⑤ 保育士に子どもの健康状態や様子を伝え子どもをお預けください
- ⑥ 薬の与薬を依頼する場合は、手渡しで確認します
- ⑦ お迎えの時間や人が、いつもと変わる時にはお知らせ下さい
- ⑧ 各職場に向かいます(いってらっしゃい)門扉のカギをお忘れなく

【以上児編】

- ① 保護者と手をつないで門をくぐります
- ② 朝のあいさつをします
- ③ 靴を脱ぎ、泥を落として、くつ箱に入れます。
- ④ システムにカードをかざします。

【未満児編】

- ① 保護者と手をつなぐか抱っこで門をくぐります
- ② 朝のあいさつをします
- ③ 靴を脱ぎ靴箱に入れます(まだ出来ない子どもさんには、手伝ってあげてください)

(2) 降園について

- ① 車での送迎の方は、エンジンを切りドアロックをして園に入ります
- ② 門扉を開け、カギの確認をして入ります
- ③ 掲示板に目をとおします
- ④ 挨拶を交わします
- ⑤ 保育士に一日の様子を聞いて下さい
- ⑥ 降園時システムにカードをかざします(確認します。)
- ⑦ 子どもさんと手をつないで帰ります(さようなら、またあした！)
- ⑧ 門扉のオートロック解除は、保護者が行います。
- ⑨ 駐車場での事故に注意してください

※駐車場や門外の事故につきましては、責任を負えません。

(3) 駐車場について

- ① 8台程度の駐車場を用意しています
- ② 8時と17時の送迎時間帯は非常に混雑しますので、充分注意してください。また、国道も通勤の時間帯により込み合いますので事故には充分気を付けてください
- ③ 後から停める人のことを考えきれいに駐車してください
- ④ 車から離れる時には、エンジンを止めてください
- ⑤ 車から離れる時は、貴重品は必ずお持ちになり、カギをかけてください
- ⑥ 行事のときの駐車場はその都度お知らせします

乳児食について

【ミルク】

- ① 乳児の粉ミルクは希望に応じたものを準備します
- ② 哺乳瓶、吸い口も保育園のものを使用します。その哺乳瓶等は滅菌したものを使用しています
- ③ ミルクの量、時間などは家庭と連携をもち進めていきます

【離乳食】

保護者と話し合いのもと、園児の離乳を進めていきます。ご家庭で食べたことの無い食品についてはアレルギーの心配がありますので、園では食べさせることが出来ません。給食献立表をお渡し致しますので、必ず事前にご家庭で食べさせてください。(調理方法は関係なく、例えば卵なら、卵焼きでも親子丼でも構いません)

離乳期は一生の食生活を左右するほど大切な時期ですので、ご家庭と協力して進めて行きたいと考えています。なお、1歳の誕生日を迎えるまでは『お弁当の日』も園にて給食を準備しますので弁当の準備は要りません。

- ① 離乳食は、家庭で一度与えたものから進めていきますので、次にどのようなものを与えればよいか解らない時は、お気軽にお尋ね下さい
- ② 離乳食は月齢に応じ個別に準備します(各自の月齢に応じた離乳についての資料などありますので必要な方は担当保育教諭にお伝えください)

幼児食について

- ① アレルギーの心配のある子どもさんについては、個別にご相談ください。また、除去食につきましても、子どもの成長に必要な栄養素を摂取するために代替品を準備する必要がありますので慎重に配慮しなければいけません。よって食物アレルギー検査を6ヶ月毎に受けてください。その結果により医師の指導のもと進めていきます。なお、技術的また体制的に困難な場合には給食の提供をお断りする場合があります。
- ② 献立表は、毎月末に次月の献立表を配布します。
- ③ 季節の野菜や果物、海藻、小魚類などの食材を使い不足しがちな鉄分、カルシウム、ビタミン類など十分に摂取できるようにしています
- ④ 毎日のおやつは、カルシウムたっぷりのスキムミルクを計画的に使用し、また手作りのおやつを提供しています。献立にありますがヨーグルトはスキムミルクを使用した自家製ヨーグルトです

【1・2歳児食】

- ① 昼食はご飯、パン、麺類を含む完全給食です
- ② おやつは9時と15時です
- ③ 毎月1回『お弁当の日』があります。愛情いっぱいのお弁当をお願いします

【3歳以上児】

- ① 昼食は副食(おかず)のみ園で作っています。主食(ごはん)と箸は、ご持参下さい
- ② おやつは15時です
- ③ 毎月1回『お弁当の日』があります。愛情いっぱいのお弁当をお願いします
- ④ お誕生会の日、箸だけ用意してください
- ⑤ カレー・丼物のときは、保育園でご飯を炊きますのでお米を一食分持ってきてください。

添加物を使わず、昆布やかつお、椎茸等でダシを取り、薄味で素材の旨味を生かした献立です。また、安定感とぬくもりのある高強度磁器の食器を使っていますのでご安心いただけます。

【差し入れ及びお土産等の取り扱いについて】

保育園には、アレルギー等の疾患のあるお子さんも通っています。旅行のお土産や差し入れ等の心遣いにつきましてはご遠慮くださいますようお願いいたします。

便が柔らかい、下痢をしている等で給食や間食から乳製品や柑橘類を外したり、後期の離乳食程度の味付けを行うなどのメニュー変更については、下記の『給食等の配慮票』により行ってください。

[illegible]

病後の登園時注意事項

昨日熱があったのですが……

【ご家庭での様子をお伝えください】

前日熱があった、けがをしたなど健康面で変わったことがありましたら、必ず登園時にお伝えください。

- ① 発熱
- ② 嘔吐、下痢
- ③ 機嫌が悪い、元気が無い、食欲がない
- ④ 通院した時には、病院名、病名と症状
- ⑤ そのほか気になること

病気やケガの後に登園される時には……

病気やケガの後に登園される時には、医師に『園に通っている事』をはなし、対応の仕方をお知らせください。

持病のある子どもさんは必ず入園の際にお知らせください(アレルギー、けいれん、心臓病、喘息、等)

感染症と診断された時には……

保育園は集団生活の場です。感染症と診断された時には、他の子どもさんにうつりますのでお休みしていただきます。また、感染症が報告された場合には、掲示板にてお知らせ致しますのでご家庭でも予防に心掛けてください。

【麻しん・インフルエンザ・風しん・水痘・流行性耳下腺炎・結核・咽頭結膜熱・流行性角結膜炎・百日咳・腸管出血性大腸菌感染症】これらの感染症と診断された場合には、下記の『意見書』を医師にご記入いただき登園してください。

別添 3 医師の意見書及び保護者の登園届 (例)

<医師用>

意 見 書	
保育所施設長様	
入所児童氏名 _____	
病名「 _____ 」	
年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。	
年 月 日	
医師機関 _____	
医 師 名 _____	印又はサイン _____

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症		
感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん (はしか)	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間 (発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い)	症状が始まった日から 5 日以内に症状が無くなった場合は、症状が始まった日から 7 日まで又は発熱した後、3 日を経過するまで
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘 (水ぼうそう)	発しん出現 1 ～ 2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日後まで	耳下腺の腫脹が消失してから
結核		感染のおそれが無くなってから
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いので結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること (抗痙攣を決められた期間服用する。7 日間服用後は医師の指示に従う)
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間あけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの

※左記の様式は保育園にあります。

午睡及び昼寝について

乳幼児の睡眠時等におけるSIDS(乳幼児突然死症候群)の発生につきましては、以下のように危険因子が報告されています。

① 母性側の危険因子

- ・ 若年出産
- ・ 在胎週数が短い
- ・ 妊娠中の喫煙歴
- ・ 周産期の検診未受診

② 子ども側の危険因子

- ・ 第2子
- ・ 子宮内発達障害（SFD）
- ・ 新生児期の呼吸障害、チアノーゼ歴
- ・ 哺乳力低下や体重増加不良
- ・ 異常に泣く、おとなしすぎるなどの異常行動
- ・ ヘルニア、母斑等の多発奇形の存在

※厚生省が乳幼児突然死症候群の危険因子として、人工栄養、両親喫煙、うつぶせ寝を指摘しています。したがって、集団保育の場においては、うつぶせ寝はさけ、睡眠中など観察に配慮する必要があります。

以上のようなことから、園での集団生活では、うつぶせ寝にならないように支援しますが、個人の癖や特性等にもより、なかなか改善されないのが現状です。園でも留意していますので、ご家庭でも、うつぶせ寝が常態化しないように努めていただき事故防止にご協力ください。

感染症の登園基準

主治医の診断を受けてから登園してください

(保育所における感染症対策ガイドラインより抜粋)

病名	潜伏期間	感染期間	症状	登園基準
麻疹(はしか)	8～12日	発熱出現 1～2 日前から発しん出現後の4日間	③ カタル期:38℃前後の高熱、咳、鼻汁、結膜充血、目やにが見られる。熱が一時下がる頃、コプリック斑と呼ばれる小斑点が頬粘膜に出現する。感染力はこの時期がもっとも強い。 ④ 発しん期:一時下降した熱が再び高くなり、耳後部から発疹が現れて下方に広がる。発しんは赤みが強く、少し盛り上がっている。融合傾向があるが、健康皮膚面を残す。 ⑤ 回復期:解熱し、発しんは出現した順に色素沈着を残して消退する。	解熱した後 3 日を経過するまで
か 風しん(三日はしか)	16 ～ 18 日 (通常 14 ～ 23 日)	発しん出現前 7 日から発しん出現後 7 日間まで(ただし、解熱すると急速に感染力は低下する)	発熱、発しん、リンパ節腫脹。発熱の程度は一般的に軽い。発しんは淡紅色斑状丘疹で、顔面から始まり、頭部、体幹、四肢へと拡がり、約 3 日で消える。リンパ節腫脹は有痛性で顎部耳介頭部に出現する。 ＜合併症＞関節炎、まれに血小板減少性紫斑病、脳炎を合併する。	発しんが消失するまで
うそう 水痘(みずぼ)	11 ～ 21 日	発しんが出現する1～2 日前からすべての発しんが痂皮化するまで	発しんは、体幹から全身に、頭髮部や口腔内にも出現する。紅紋から丘疹、水疱、痂皮の順に変化する。種々の段階の発しんが同時に混在する。発しんはかゆみが強い。 ＜合併症＞皮膚の細菌感染症、肺炎	すべての発しんが痂皮化するまで
ふくかぜ・ムンプス 流行性耳下腺炎(おたふく)	14 ～ 24 日 (通常 18 日前後)	ウイルスは耳下腺腫脹前 7 日から腫脹後 9 日まで唾液から検出。耳下腺の腫脹前 3 日から腫脹出現後 4 日間は感染力が強い。	発熱、片側ないし両側の唾液腺の有痛性腫脹(耳下腺が最も多い)。耳下腺腫脹は一般に 3 日目ごろが最大となり 6～10 日で消える。乳児や年少児では感染しても症状が現れないことがある。 ＜合併症＞無菌性髄膜炎、難聴(片側性)	耳下腺の腫脹が消失するまで
ザインフルエン 1 ～ 3 日 (平均 2 日)	1 ～ 3 日 (平均 2 日)	症状がある期間(発症前 24 時間から発症後 3 日程度までが最も感染力が強い)	突然の高熱が出現し、3～4 日間続く。全身症状(全身倦怠感、関節痛、筋肉痛、頭痛)を伴う。呼吸器症状(咽頭痛、鼻汁、がいそう)約 1 週間の経過で軽快する。＜合併症＞肺炎、中耳炎、熱誠痙攣、脳症	発症後最低 5 日間かつ解熱した後 3 日を経過するまで。
プール熱 (咽頭結膜熱)	5 ～ 7 日	咽頭から 2 週間、糞便から数週間排泄される。(急性期の最初の数日が最も感染症あり)	39℃前後の発熱、咽頭炎(咽頭発赤、咽頭痛、)、結膜炎(結膜充血)	主な症状(発熱、咽頭発赤、眼の充血)が消失してから 2 日を経過するまで
百日咳	7～10日	感染力は感染初期(咳が出現してから 2 週間以内)が最も強い。抗生剤を投与しないと薬 3 週間排菌が続く。抗生剤治療開始後 7 日で感染力はなくなる。	感冒様症状から始まる。次第に咳が強くなり、1～2 週で特有な咳発作になる。咳は夜間に悪化する。合併症がない限り、発熱はない。乳児期早期では、典型的な症状は出現せず、無呼吸発作からチアノーゼ、けいれん、呼吸停止となることがある。 ＜合併症＞肺炎、脳症	特有な咳が消失し、全身状態が良好であること(抗菌薬を決められた期間服用する。7 日間服用後は医師の指示に従う)

病名	潜伏 期間	感染期間	症状	登園基準
結核		喀痰の塗抹検査が陽性の間	肺結核では咳、痰、発熱で初発し、おおむね2週間以上遷延する。乳幼児では重症結核になる可能性がある	医師により感染の恐れが無くなったと認められるまで
目 膜 流行性角結膜炎(はやり)	5～12日	発症後2週間	流涙、結膜充血、眼脂、耳前リンパ節の腫脹と圧痛を認める	結膜炎の症状が消失してから
疹 帯状疱疹	不定	すべての発しんが痂皮化するまで	小水疱が肋間神経にそった形で片側性に現れる。正中を超えない。小児期に帯状疱疹になった子は、胎児期や1歳未満の低年齢での水痘罹患例が多い。	すべての発しんが痂皮化するまで
溶連菌感染症	2～5日	抗菌薬内服後24～48時間経過していること。ただし治療の継続は必要	突然の発熱、咽頭痛を発症しばしば嘔吐を伴う。ときに掻痒のある粟粒大の発しんが出現する。感染後数週間してリウマチ熱や急性糸球体腎炎を合併することがある	抗菌薬内服後24～48時間経過していること。ただし、治療の継続は必要
胃腸炎 ウイルス性	1～3日	症状がある時期が主なウイルス排泄期間	発熱、嘔気/嘔吐、下痢(黄色より白色調であることが多い)＜合併症＞けいれん、肝炎、まれに脳症(ロタウイルス・ノロウイルス・アデノウイルス等)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事が出来る事
RSウイルス感染症	2～8日	通常3～8日間(乳児では3～4週)	発熱、鼻汁、がいそう、喘鳴、呼吸困難＜合併症＞乳児期早期では細気管支炎、肺炎入院が必要となる場合が多い	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良い事
A型肝炎	急性肝炎では14～40日	発症1～2週間前が最も排泄量が多い。発黄後1週間を過ぎれば感染性は低下する。	急激な発熱、全身倦怠感、食欲不振、悪心、嘔吐ではじまる。数日後に解熱するが、同時に黄疸が出現する。	肝機能が正常である事
マイコプラズマ肺炎	14～21日間	臨床症状発状時がピークで、その後4～6週間続く	乾性の咳が徐々に湿性となり、次第に激しくなる。解熱後も3～4週間咳が持続する。肺炎としては元気で一般状態は悪くない。	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	3～5日	唾液へのウイルス排泄は通常1週間未満。糞便への排泄は発症から数週間持続する	水疱症の発しんが口腔粘膜及び四肢末端(手掌・足底・足背)に現れる。水疱は痂皮形成せず治癒する。発熱は軽度である。口内炎がひどくて、食事がとれないことがある。 ＜合併症＞脳幹・脳炎・髄膜炎・心筋炎	発熱がなく(解熱後1日以上経過し)、普段の食事ができること
ヘルパンギーナ	2～4日	唾液へのウイルス排泄は通常1週間未満。糞便への排泄は発症から数週間持続する	突然の高熱(1～3日続く)、咽頭痛・口蓋垂付近に水疱疹や潰瘍形成。咽頭痛がひどく食事、飲水ができないことがある。 ＜合併症＞髄膜炎	発熱がなく(解熱後1日以上経過し)、普段の食事ができること
ヘルペス口内炎	3～7日	水疱を形成している間	歯肉口内炎歯肉が腫れ、出血しやすく、口内痛も強い。治癒後は潜伏感染し、体調が悪いときにウイルスの再活性化が起こり、口角、口唇、皮膚粘膜移行部に水疱を形成する。(口唇ヘルペス)	発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事がとれること

病名	潜伏期間	感染期間	症状	登園基準
(ご病) 伝染性紅斑(りん)	10～20 日	かぜ症状発現から顔に発しんが出現するまで	軽いかぜ症状を示した後、頬が赤くなったり手足に網目状の紅斑が出現する。発しんが治っても、直射日光にあたり、入浴すると発しんが再発することがある。稀に妊婦の罹患により流産や胎児水腫が起こることがある。 ＜合併症＞関節炎・溶血性貧血・紫斑病	全身状態が良い事。発しんが出現した頃にはすでに感染力は消失している
突発性発しん	約 10 日	感染力は弱い、発熱中は感染力がある。	38℃以上の高熱(生まれて初めての高熱であることが多い)が3～4 日続いた後、解熱と共に体幹部を中心に鮮紅色の発しんが出現する。軟便になることがある。初めての発熱である事が多い。咳や鼻汁は少なく、発熱のわりに機嫌がよく、哺乳もできる。 ＜合併症＞熱性けいれん・脳炎・肝炎・血小板減少性紫斑病等	解熱後 1 日以上経過し、全身状態がよいこと
(とびひ) 伝染性膿痂疹	2～10 日	効果的治療開始後 24 時間まで	湿疹は虫刺され痕を掻爬した部に細菌感染を起こし、びらんや水疱病変を形成する。掻痒感を認めることが多い。アトピー性皮膚炎がある場合には重症になることがある。	皮膚が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものである事
ミ アタマジラ	10～14 日	産卵から最初の若虫が孵化するまでの期間は 10 日から 14 日である	小児では多くが無症状	駆除を開始していること
(ミズイボ) 伝染性軟属腫	2～7 週間	不明	1～3 mmの半球状丘疹で、表面は平滑で中心臍窩を有する。四肢、体幹に数個～数十個が集簇簇して見られることが多い。自然治癒もあるが、数ヶ月かかる場合がある。自然治癒を待つ間に他へ伝播することが多い。アトピー性皮膚炎があると感染しやすい。	掻きこわし傷から滲出液が出ていたときは被覆すること
B 型肝炎	急性感染では 50～180 日	HBs抗原、HBe 抗原陽性の期間	急性肝炎の場合：全身倦怠感、発熱、食欲不振、黄疸など 慢性肝炎では、自覚症状は少ない	急性肝炎の場合、症状が消失し、全身状態がよいこと。キャリア、慢性肝炎の場合は、登園に制限はない。
新型コロナウイルス				

保育園とくすり

本来、園で薬を飲ませる事は法律違反です。

やむを得ず薬を持参される場合、初めて服用する薬は保護者が服用させて問題がないか確認のうえで持参して下さい。

- ① 園から『与薬依頼書』を受け記入して、当日の薬と一緒に手渡してください。
- ② 「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付してください。
- ③ 医療機関からの処方である事。保護者の判断で持参した薬は対応できません。
- ④ 1回分を記名の上持参する。水薬は小さな容器に移し記名してお持ちください。
- ⑤ 市販の薬、解熱剤、座薬、鎮痛剤等はお預りできません。
- ⑥ 長期間持続して飲ませなければいけない薬の場合相談ください。
- ⑦ 吸入等の医療行為は園では実施できない事になっています。
- ⑧ 医療機関にかかる場合、保育園に通っている事を医師にお伝えください。

平成 年 月 日 与薬依頼書						
園児氏名 _____						
病名・症状			連絡事項			
薬の種類	薬の量	与薬依頼時間	保管方法	備考	与薬時間	与薬者名
粉薬		食前・食間・食後 時 分	常温 冷暗		午前・午後 時 分	
水薬		食前・食間・食後 時 分	常温 冷暗		午前・午後 時 分	
塗薬		食前・食間・食後 時 分	常温 冷暗		午前・午後 時 分	
点眼薬	滴	食前・食間・食後 時 分	常温 冷暗	左 右 両眼	午前・午後 時 分	

上記の与薬を依頼いたします。

保護者名 _____

※病院での薬のみ服用させ、一般薬店での薬類は与薬いたしません。なお、解熱剤に
関しましてはご相談ください。(痙攣のある方など)

※薬の袋、容器には必ず記名の上手渡ししてください。

※「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付してください。

保育所での与薬についてお願い

日本保育園保健協議会

1. お子さんのくすりは、本来は保護者が登園して与えていただくのですが、緊急止むを得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と園側で話し合いのうえ、保育園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「与薬依頼書」に必要事項を記載していただき、くすりに添付して保育園に手渡していただきます。
2. くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいは、その医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。
3. 保護者の個人的な判断で持参したくすりは、保育園としては対応できません。
4. 座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付してください。なお使用に当たっては、そのつど保護者にご連絡することになりますのでご了承ください。
5. 初めて使用する、薬については対応できません。
6. 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を判断して与えなければならない場合は、保育園としてはその判断ができませんので、そのつど保護者にご連絡することになりますのでご了承ください。
7. 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の、日常における投薬や処置については、保育所保育指針によって、子どもの主治医または嘱託医の指示に従うとともに、相互の連携が必要です。
8. 持参するくすりについて
 - ① 医師が処方したくすりには必ず「与薬依頼書」を添付してください。なお「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付してください。
 - ② 使用するくすりは1回ずつに分けて、当日分のみご用意ください。
 - ③ 袋や容器にお子さんの名前を記載してください。
9. 主治医の診察を受けるときは、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していることと、保育園では原則としてくすりの使用ができないことをお伝えください。

園児の健康診断等

- ① **新入園児は、入園前に健康診断書を提出してください。**
- ② 年2回、学校医による内科健康診断を行います。
- ③ 年1回、学校歯科医による歯牙検診があります。
- ④ 尿検査を年2回行いますので必ず家で採尿してお持ちくださいますようお願いいたします。
- ⑤ 各健康診断及び検査の結果をお知らせしますので、必要な方は速やかに受診ください。また、その結果につきましては担当保育教諭にお知らせください。

職員健康管理等

- ① 全職員定期健康診断を年に一回実施しています
- ② 給食員は毎月1回、その他の職員は2ヶ月に1回 O-157、サルモネラ、赤痢菌の『腸内細菌検査』を受けています。
- ③ また、調理従事者は、12月から3月までの間ノロウイルスの排便の検査を受けています。

- ① フッ素洗口は希望者の満4歳以上児を対象に実施します。入園説明会にて、学校歯科医の土田歯科クリニック院長より説明があります。その説明をお聞きの上希望される方は『フッ素洗口申込書』を提出願います。開始時期は申込書の提出後、日向市からフッ素の支給がありますので、おおよそ5月下旬からのスタートになります。それまでに、『ぶくぶくうがい』の練習をします。(フッ素洗口を希望されない方には水でのぶくぶくうがいのみ行います)
- ② 歯磨きの開始時期はおおよそ下の表のようになっています。
- ③ 歯ブラシは、使用の時期になりましたらお知らせしますので、名前を記入してお持ちください
- ④ 歯ブラシは、各部屋に殺菌保管庫(紫外線・遠赤外線熱風付)を準備していますのでご安心ください。なお、殺菌保管庫の仕様上歯ブラシは、《耐熱80℃》と明記のあるものをご用意ください。

快適に衛生的に過したい

- ・ 衣服や髪、爪はいつも清潔にしましょう。(毎週月曜日に爪のチェックをしています)
- ・ お昼寝用布団、ひも付きの手拭タオル等はご家庭よりご持参ください。

予防接種は、園では行っていません。日程の案内は、住民票のある市町村から各地区の回覧板等により案内されますのでご覧ください。(日向市役所健康づくり課(代)52-2111)予防接種を受けた日は自宅で静かに様子を見て過ごしてください。

なお、予防接種法に基づいた定期の予防接種は、政令で接種対象年齢が定められていますので計画的に受けてください。また、それらの接種を保護者の都合で接種しない場合入園をお断りすることがあります。

病気やケガの際、緊急に子どもさんを病院にお連れする場合は、基本的には下記の病院を利用します。また、病院にお連れする前には保護者の方へご連絡いたします。連絡は電話にて行いますが、どうしても連絡の取れないときには園長判断で病院に連れて行き、対応させていただきます。緊急連絡先に変更があった場合は、すぐに連絡帳にてお知らせください。

27

家庭との連携

お休みや遅れる場合

休園または普通より遅れる場合には、給食の準備がありますので**午前9時**までにご連絡ください。

園からのお知らせ

【掲示板】

入りに、掲示板を設置していますのでご覧ください。月の行事予定や、変更等のお知らせもありますので毎日ご確認をお願い致します。

【配布文書】

園だより

- | | |
|--------------|---------|
| ・月の行事予定やお知らせ | ・子どもの様子 |
| ・誕生者の紹介 | ・成長の様子 |
| ・絵本紹介 | ・保育の内容 |

給食便り

月の献立
簡単レシピ
食べ物について等

緊急連絡の方法

急な病気や事故の時に連絡を致しますので、緊急連絡票を提出願います。連絡先は確実に連絡のとれるところをご記入ください。なお、連絡先の変更がありましたらすぐに連絡帳にてお知らせください。また、緊急災害時等には一斉メール配信システムを利用して連絡を行いますので登録をお願いします。

【住所、電話番号が変わったら？】

新しい住所、電話番号、地図が必要ですので新しい緊急連絡票の提出をお願い致します。

【保護者が変わったら】

親権者の変更など、子どもさんに関する変更はお知らせください。変更のお知らせの無い場合変更前と同じ方に子どもさんをお渡しする事となります。

【仕事先が変わったら】

連絡帳にてお知らせください。また、市町村への届出もお忘れなく。

【送迎する人が変わったら】

通常送迎される保護者の方と違う方がお迎えに来る場合、保護者が事前に連絡してください。事故防止のため連絡が無い場合、子どもさんが喜んで寄っていてもお渡しできません。

【メールの配信について】

緊急災害時等には一斉メール配信にてお知らせします。なお、日々の連絡等も入りますが、基本園の掲示板や担任が直接お知らせしています。

プライバシーを守るために

保護者の電話番号や住所は公表いたしません。また、保育園職員個人の携帯の番号や自宅の電話番号についても同様に取り扱いいたします。急用の場合、本しおりの 2 ページに園長の携帯番号を掲載していますのでご利用ください。

園から保育や行事等について緊急の連絡は一斉メール配信及び個別に行います。緊急連絡票には携帯電話の番号も記入ください。保護者以外の方から子どもさんについての問い合わせには、一切応えませんが、ご親戚やご友人の方にはその旨をお伝えください。

個人情報の取り扱いについて

個人情報につきましては、その取扱に十分留意しているところです。しかし、すべてを規制してしまうと、保護者同士の名前も知らずに保育園生活を過ごしてしまうような事にもなりかねません。園便りに関しても、写真や氏名、園児に関するコメントについて掲載があります。園便りを見て園での子どもの様子や園に通う地域の子どもの成長をみんなで喜び、声掛けなどに繋がっていかねばと思っています。なお、新聞社やテレビ局などの取材等を急きょ受けることもあります。あらかじめご了承ください。しかし、不安があり記事や写真の掲載について意見がある方は予め知らせ下さい。

連絡帳

子どもさんのご家庭での様子や成長をお書きください。また、子育てについての相談や変更の連絡事項もお書きください。(以上児クラスの園からの連絡の欄については、特に必要のある場合のみの記載になります。) 日々の活動内容については、ボードや黒板に記載していますので、ご覧頂くと共に送迎の際にお聞きください。また、それらを基に子供との対話を通して成長を確認したりして子育てを楽しくしてください。

ご意見ご要望をお寄せください

ご意見、ご要望をお述べになる機会について

当保育所におきましては保育園を利用するにあたって保育園のことで、気付いた事などをご遠慮なくお伝えいただきたいと思います。

保育の事でお悩みや、ご意見、ご要望は電話や送迎時に保育士と直接お話されて、その旨を明確にお伝えくださいますようお願い申し上げます。

保育という仕事は、人間が人間を育てるという生業であり、人と人との関係だけに職員の不手際や対応が悪いと感情的になられたり、不愉快に思われる方もいらっしゃると思います。子どもを育てることは、両者が忌憚なく話し合えることがとても重要だと思っています。

お気づきのこと、不愉快なこと、改善してほしいことがございましたら、何なりと申し付けください。

私たちは、可能な限り保護者の皆様のご要望にお応えしたく最大の努力をはらってまいります。

なお、当保育園ではこのようなご意見を戴くときに従来どおり職員誰でもご意見を賜りますが、一応、担当者と責任者をそれぞれ設けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

ご意見・ご要望の受付担当者……………教務主任	河野 三代
ご意見・ご要望の責任者……………園 長	河野 義郎

職員は、このような研修を受講しています

当園では保育や子育て支援の質を常に向上させるため、以下のような外部研修を随時受講しています。人間性を高め、保育の知識や技術の向上を図り、よりよい保育を目指します。

理事長・施設（園）長等研修 主幹保育教諭・主任保育士研修 中堅職員研修 保育教諭・保育士研修 新任保育士研修 給食担当職員研修 栄養士研修 リズム研修 造形研修 キャリアパスに関する研修	幼児水泳指導者講習 人権教育研修 保育事業研究大会 私立保育園連盟研修会 日本保育協会研修会 運動・ダンス研修 和太鼓研修 苦情解決研修 保健衛生研修 その他
--	--

準備物の案内

準備物

持ち物すべてに、名前の記入をお願いします。

	0・1歳児	2歳児	3・4歳児	5歳児
毎日	着替え(3組以上) 肌着・おむつ おしり拭タオル1枚 ビニール袋2枚 食事用エプロン2枚 ひも付き手拭タオル2枚 トレーニングパンツ	着替え 肌着・パンツ おしり拭きタオル ビニール袋2枚 ひも付き手拭タオル2枚 食事用エプロン2枚 トレーニングパンツ	着替え 肌着・パンツ ビニール袋2枚 ひも付き手拭タオル2枚 コップ(袋付き) 歯ブラシ	着替え 肌着・パンツ ビニール袋2枚 コップ(袋付き) ハンカチとティッシュ 歯ブラシ
4月・入園時	各自……雑巾 2枚 台拭き 1枚			
月初め	ティッシュは必要時に お便りでお知らせしますので、その都度お持ちください			

お昼寝

各自、敷き布団、掛け布団を季節に応じて持参ください。金曜日には布団をお返ししますので、洗濯、日光消毒をして月曜日にシーツを付けてお持ち下さい。

服装

- ・ 肌着は必ず着用させましょう
- ・ 活動しやすい服・靴にしてあげましょう(サイズの合ったもの)
- ・ 着脱しやすい服にしてあげましょう

防災と安全管理

園児を災害から守るために 令和2年度避難訓練計画

	訓練の想定		訓練の概要	備考
4月	火災・集会	火災避難 10時事務所出火 集会 10時から11時まで 以上児クラスにて	- 基本的な火災避難の仕方を知る - 紙芝居を使って避難訓練について知らせる。 - 色々な災害について知る	園庭で避難 集会は3歳以上児を対象に行う
5月	洪水	15時30分耳川の増水発見者 こすもす担任	- 増水の危険を知らせながら避難をする - 洪水の怖さを十分に知らせる - 避難確保に則った避難訓練	非常放送にて全員に知らせる。東郷病院に避難する。
6月	火災	10時事務所から出火発見者 事務員	火災の避難を行う際に、風向き等を考慮し避難経路を決める	避難経路を周知する
7月	地震・火災	10時30分地震の後給食室より出火発見者 園長	- 基本的な避難行動の徹底 - 地震の放送がされたら保育士が指示を出す - 火災状況を聞き適切な避難を行う	発見者が非常放送にて周知し、東郷病院に避難する
8月	火災・集会	10時給食室から出火	- 基本的な火災避難の仕方を知る - 避難後以上児は紙芝居を見る 119番通報の訓練を同時に行う	園庭に避難
9月	火災	15時30分こすもす組より出火発見者 こすもす担任	こすもす組の発見者から事務所に連絡し、放送にて知らせる。	園庭に避難
10月	地震・火災	9時00分 地震後給食室からの出火 発見者 給食員	屋内外の自由遊び時における避難方法を知る	ハンドマイク・帯・救急箱・緊急連絡表・各非常持出物の確認
11月	火災・消火	10時30分火災避難訓練後に園庭にて初期消火訓練の様子を見学する	- 事務所より出火の想定 - 消火訓練の後に火遊びについての話等を行う - 中村消防さんへ依頼	消火訓練の際煙を吸わないように十分注意する 初期消火訓練 職員2名
12月	地震・火災	14時50分地震の後、理事長宅より出火発見者 事務所にいた職員	地震の後の2時災害と言う想定なので、数分の時差後に放送にて火災状況を知らせる	ハンドマイク・帯・救急箱 緊急連絡表・各非常持出物の確認
1月	火災	10時45分から未満児保育室 発見者 もも組担任	火災発生後電源使用不可能になり、ハンドマイクでの避難誘導	ハンドマイク・帯・救急箱 緊急連絡表・各非常持出物の確認
2月	地震・火災	地震後、16時10分 すずらん組より出火。 発見者 すずらん組担任	職員が少ない場合の避難を体験する	ハンドマイク・帯・救急箱 緊急連絡表・各非常持出物の確認
3月	火災	時間の想定なし事務所からの出火発見者 園長	- 抜き打ちでの火災訓練 - ハンドマイクでの誘導	ハンドマイク・帯・救急箱 緊急連絡表・各非常持出物の確認

防犯訓練

11月中旬	防犯	10時から	不審者が来た場合の対応（アルソック協力）	子供に恐怖心を与えないように留意する。
-------	----	-------	--	---------------------

不測に備えて

- ・『地震の見張り番』揺れを感じる前に館内放送で地震の大きさと揺れが始まるまでのおよその時間を伝える(避難訓練にも活用)
- ・スプリンクラー設備
- ・ALSOK(警備会社連動警報機)
- ・監視カメラ屋外5箇所・室内6箇所
- ・園児総合保険(有限会社ゼンポ)
- ・スポーツ振興センターの保険(保護者負担金があります)
- ・自動火災報知器
- ・119番非常用ボタン(消防署に直接通報できる押しボタンがあります)
- ・消火器
- ・避難用ワゴン
- ・一斉メール配信システム(保護者が個別に登録する)
- ・付近で火災等の災害や台風等の接近の場合、早めのお迎えをお願いします。(台風接近等により学校が休みになった場合保育園も休園となります。)
- ・0,1歳クラスは、睡眠の状態を保育者が5分おきに確認しています。また、同時に補助的役割としてルクミーというシステムを使用し睡眠状態を二重のチェック体制で見守っています。

集団生活に向けて

集団生活の基礎となるものは、家庭の中で育てられるものです。他の人の迷惑にならないよう、みんなと気持ちよく生活できるようにすることがマナーの基本です。家庭の果たす役割を忘れないでほしいと思います。

挨拶・マナー

人間の生活は、挨拶に始まり挨拶に終わるといっても過言ではありません。

- ・ありがとう ・さようなら ・こんにちは ・ごちそうさま
- ・ごめんなさい ・おはよう ・いただきます ・おやすみその他色々

単なる言葉ではなく、心からにじみ出てくるような身体の動きや表情が伴わなければ本当の挨拶とは言えません。

屋外は危険がいっぱい

幼児の死亡の第1位は、病気ではなく事故です。動きが活発になり、家の内外で事故に遭う機会が多くなり、大人をはらはらさせます。しかし、すりむき傷くらいは『経験のうち』と考えてはいかがでしょうか。

子どもは、安全な行動の仕方を繰り返して教えることが大切です。言葉だけでなく、大人が実際見せたり、体験させたりしましょう。

※交通事故(護身・安全のしつけ)

飛び出しが、子どもの交通事故の1番多い原因です。子どもと道を歩くときは必ず手をつないでください。道を横切るときは、斜めに横切らないこと、道路横断の仕方・信号の見方を教えましょう。

親が真剣に大きなジェスチャーで厳しく教えないと、子どもには伝わりません。また、道路の反対側から声をかけたりすることは、決してしないでください。「こっちに来てはダメ」と声をかけたときに、子どもの気持ちは、はしりだしています。

水の事故

- ・水の入った浴槽や洗濯機のそばで遊ばないように注意しましょう。
- ・川や池、工事現場等、家の近くの危険な場所を知らせておきましょう。
- ・親に無断で、小さな子供同士で水遊びに行かないように注意してください。

その他事業の紹介

☆ 送迎バス

保護者による送迎が困難な場合には送迎いたしますので事前にご相談ください。

☆ 延長保育(2・3号認定子ども)・預り保育(1号認定の子ども)

保護者の就労等の状況に応じて相談に応じて保育します。(有料)

☆ 乳児保育

生後3ヶ月経過後の乳児よりお預りいたします。

☆ 広域入所

日向市内にお住まいでない方でも市町村や県を超えての入所が可能です。

☆ 遊びに来ませんか(園庭開放・保護者同伴)

近所に遊ぶ子供がいない人や遊ぶ場所がない人、又集団での生活を体験したいなど・・・給食を希望する場合は、前日までに電話で予約してください。給食代として親子で500円頂いています。(10時から12時)

☆ 一時預り保育(保育園や幼稚園に在籍していない子どもを9時から16時までの7時間預かります)

保護者の病院、冠婚葬祭、または、リフレッシュ等により一時的な預かり保育を行います。

9時から12時まで(給食135円含む)750円

12時から16時まで(給食なし、おやつ45円含む)750円

1日3時間以上7時間まで1,500円。以降は1時間増すごとに100円加算します。

※0歳児の預り保育料金には、給食費が含まれませんのでミルクを持参してください。

☆ 障がい児保育

障がいの状態によりそれぞれ違いますのでご相談ください。

☆ 『もうすぐパパママ・応援団』

これからお母さんお父さんになる皆さんに保育園の子ども達とふれあいをもつ中で、子どもの姿や生活リズムなどを見てもらい出産後の育児の自信に繋がるように『もうすぐパパママ・応援団』事業を始めました。主に0歳の子どもの見たり触れ合ったりする中で『赤ちゃんってかわいい！子どもと居ると楽しい！』そんな時間を過ごしてほしいと思っています。



在園児以外についても乳幼児の授乳やおむつ替えの場所の提供等を行います。また、ミルク用のお湯等のご利用もできます。右の旗やオレンジ色のステッカーが目印です。



いざという時に

誤飲事故

(財) 日本中毒情報センターへの連絡方法

大阪中毒 110 番

電話 072-727-2499

つくば中毒 110 番

電話 029-852-9999

広域小児初期救急365日準夜帯診療

(場所) 延岡市夜間急病センター

延岡市出北6丁目1621 (TEL) 0982-21-9999

(診療時間) 午後7時30分～午後11時まで

宮崎県小児救急医療電話相談

(相談時間) 356日の19:00～翌朝8:00

プッシュ回線対応固定電話より #8000

ダイヤル回線、携帯電話からは 0985-35-8855

*お子さんが急な病気やケガで心配な時、ご相談ください。直接の診断、治療ではありません。

保護者の活動について

① 保護者会活動には、積極的に参加してください。

② 入園と同時にやまほ家庭教育学級にも所属することになります。学級の活動内容については、みなさんと協議して決めていきましょう。

※ 家庭教育学級は、保護者の集合体により自主的な活動を行うものです。子育てに関する悩みなどを一人で悩まずみんなで一緒に考えていきましょう。活動の内容もみんなで考え楽しいものにできると思います。

認定こども園やまげほいくえん保護者会会則

- 第1条 本会は、山陰保育園保護者会と称し事務所を同保育園内に置く。
- 第2条 本会は、園児の保育効果を高めるため、町・保育事業に協力し、会員相互の親睦と研修を図る事を目的とする。
- 第3条 本会は、園児の保護者をもって組織する。
- 第4条 本会の運営を円滑にするため役員を設け、会長がこれを随時招集する。
- 第5条 役員の数 は 5 名とし、会員互選によって選出し、会員の連絡調整にあたるものとする。
- 第6条 本会の目標達成のために、必要な事業は役員の議決によりこれを行う。
- 第7条 役員の互選により本会に下記の役員を置く。
- | | |
|-----|----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |
| 会計 | 1名 |
| 監事 | 2名 |
- 第8条 会長は会員をまとめ、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その代理となる。会計は、書記、会計事務を担当する。
- 第9条 役員の選出は、総会で行い任期は4月から翌3月末までとする。ただし、再任を妨げない。補欠による任期は前任者の残任期間とする。
- 第10条 本会の経費は、会費及び寄付金を以てこれにあてる。
会費は月400円として毎月指定日に保育園(保育園が代理で集金して保護者会口座に振り込むものとする)に銀行振替で納入する。ただし、都合により一括全納を認める。
- 第11条 会長は、年度末に総会を開催し収支決算報告をおこなう。
- 第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。
- 付則 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

覚書 この会則7条による役員及びクラスの役員には、特典としてお遊戯会及び運動会時に事前の場所取りの特権を付ける。平成30年3月23日保護者会総会にて決定。

覚書②予防接種法に基づいた定期の予防接種については、政令で接種対象年齢が定められています。認定こども園やまげほいくえんに入園する子供については、医師からその接種について接種することが適切でないとは診断されているもの以外は受けることとする。なお、保護者の都合で接種させない方針の子供の入園を保護者会として許さない事とする。この事について、園に申し入れを行う。平成31年3月22日 保護者会総会にて決定。

認定こども園やまげほいくえん保護者会慶弔規程

- 第 1条 本規程は山陰保育園保護者会慶弔規程と称する。
第 2条 本規程は本園会員並びに職員園児の慶弔見舞いを目的とする。
第 3条 第2条の目的を遂行するための資金は保護者会会費より支出する。
第 4条 本規程の会計事務は保護者会会計係が之にあたる。
第 5条 慶弔見舞金支出細則は別に之を定める。
第 6条 本規程並びに慶弔見舞金支出細則の変更は役員会で行い、総会の承認を得るものとする。

認定こども園やまげほいくえん保護者会慶弔費支出細則

- 第 1条 慶弔見舞金を支出するのは慶弔、見舞、送別の場合とする。
第 2条 弔慰金は次の場合を標準にする。
1.園児の父母又は保護者の死去 花輪1基と 3,000円
2.園児の死去 花輪1基と 5,000円
3.職員の死去 花輪1基と 5,000円
4.職員の配偶者の死去 花輪1基と 3,000円
5.職員の父母及び子の死去 3,000円
第 3条 職員が結婚した場合は祝電と祝金として 5,000円を贈る。
第 4条 見舞金は次の標準により支出する。
1.職員の病気休暇が1ヶ月に達した場合 3,000円
2.園児の病気休暇が1ヶ月に達した場合 3,000円
第 5条 職員の送別金はその都度会長・副会長・会計で構成する三役会にて協議決定する。
第 6条 第2, 3, 4条の標準によりがたい場合は、役員会において協議決定する。

付則

- 1.本部役員の死去については職員の場合に準ずる。
2.この規程は平成 14 年 10 月 1 日から実施する。